第三十七条の五の二中「非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成三十年経済産業省告示第八十五号）」を「エネルギー源の環境適合利用に関する石油精製業者の判断の基準（令和五年経済産業省告示第三十二号）」に改める。

第四十条の二第十項中「第五十一条の二第二項第五号」を「第五十一条の二第二項第九号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第九項中「第五十一条の二第二項第四号」を「第五十一条の二第二項第六号」に、「旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の」を「第十五項に定める」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の三項を加える。

18　施行令第五十一条の二第二項第七号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた軽油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

19　施行令第五十一条の二第二項第八号に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第二号に掲げる方法とする。

20　施行令第五十一条の二第二項第八号に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として財務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第二条第一号に掲げる方法とする。

第四十条の二第八項中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第二項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第七項中「第五十一条の二第二項第一号」を「第五十一条の二第二項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　施行令第五十一条の二第二項第三号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた揮発油自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

第四十条の二第六項中「第五十一条の二第二項第一号」を「第五十一条の二第二項第二号」に、「次項及び第八項」を「以下この条」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「第五十一条の二第一項第三号」を「第五十一条の二第一項第四号ニ」に、「要件」を「要件（法第九十条の十二第一項第六号ニ⑴に規定する平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」に改め、同項第一号中「第九項及び第十項並びに第四十条の四第三項第一号及び第十一項」を「以下この条」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に、「その旨」を「その旨及び第十九項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　施行令第五十一条の二第二項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた天然ガス自動車に係る排出ガス保安基準で財務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの基準又は適用関係告示第二十八条第百三十三項の基準とする。

第四十条の二第四項中「第五十一条の二第一項第二号」を「第五十一条の二第一項第三号」に改め、同項第二号中「が百」を「が百九（令和七年四月三十日までの間は、百）」に、「第六項」を「第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の三項を加える。

8　施行令第五十一条の二第一項第四号イに規定する乗用自動車で財務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百九（令和七年四月三十日までの間は、百）以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨及び第十三項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないことが明らかにされているものとする。

9　施行令第五十一条の二第一項第四号ロに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

10　施行令第五十一条の二第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、令和四年度燃費基準達成レベルが九十以上である自動車で当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされているものとする。

第四十条の二第三項中「第五十一条の二第一項第二号ニ」を「第五十一条の二第一項第二号ハ」に改め、同項第二号中「百分の百三十二」を「百分の百三十九」に、「第六項及び第七項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　施行令第五十一条の二第一項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トン以下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一（車両総重量（法第九十条の十第一項に規定する車両総重量をいう。第四十条の四において同じ。）が二・五トン以下の自動車にあつては、四分の一）を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（第十項及び第四十条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の二第二項中「第五十一条の二第一項第一号ロ」を「第五十一条の二第一項第二号ロ」に改め、同項第二号中「百分の百五十」を「百分の百六十二（令和七年四月三十日までの間は、百分の百五十）」に、「第六項及び第七項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　施行令第五十一条の二第一項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑵から⑷までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の二第一項中「第五十一条の二第一項第一号イ」を「第五十一条の二第一項第二号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。